

令和6年度
筑波大学法科大学院
[人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻]
(専門職学位課程) 法学既修者コース 入学試験

試験問題 (民事法)

(120分)

受験番号	氏名

注意事項

- 1) この問題冊子の表紙に、受験番号、氏名を記入してください。
- 2) 答案用紙のそれぞれに、受験番号を記入してください。
- 3) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開かないでください。
- 4) 試験開始後、この問題冊子が表紙を含めて5枚であることを確認してください。
- 5) 筆記用具は、**黒色または青色のペン**を使用してください(ただし、インクがプラスチック製消しゴムなどで消せないものに限りません)。
- 6) 下書きは、答案構成用紙または問題冊子の余白や裏面を適宜利用してください。
- 7) 問題冊子は持ち帰ることができません。答案用紙とともに提出してください。
- 8) 試験開始後30分間、試験終了前10分間は、退出できません。

民法（配点150点）

下記の【第1問】および【第2問】に答えなさい。

【第1問】（75点）

以下の〔事例〕を読んで、下記の（1）および（2）に答えなさい。

〔事例〕

甲土地の所有者であり登記名義人でもあるAは、将来、自身が老人ホームに入居するときに必要となる資金を捻出するために、甲土地を売却することとした。

そこで2024年10月14日に、Aは、子であるBに対して、甲土地を時価相当額である3000万円またはそれを超える価格で売却すること、および、売却した際に買主に登記名義を移転することを内容とする代理権を授与し、その旨の委任状を作成した。

Bは自己の経営するC会社の資金繰りに苦慮しており、Aが老人ホームに入居する日まではまだ余裕があることから、甲土地の売却代金をいったんはC会社の運営資金に流用してC会社の経営状態が改善してからAに代金を渡せばよいと考えた。

2025年1月16日には、BはAの代理人としてD会社との間で甲土地を3000万円で売却する契約を締結した。そして同月31日にはBに対して代金全額が支払われ、同日にD会社への所有権移転登記がなされた。

D会社はC会社の取引先であるが、上記の契約当時、C会社に対して有する売掛金債権の回収が滞っていた。D会社の代表取締役であるEは、Bが売却代金をAには渡さずにいったんはC会社の運営資金に流用することを知りつつ、C会社の経営状態が改善すればD会社の売掛金債権が回収できるものと考えて、D会社を代表して甲土地を購入したものである。

2025年9月末になっても甲土地が売却されたとの報告がBからAになされなかったことから、AはBに対して、甲土地は不動産業者であるFに買い取ってもらうこととすると述べた。そこでBは、同年10月5日に、甲土地をすでにD会社に売却し登記も移転したこと、ならびに、売却代金をすべてC会社の運営資金に流用しており、すぐには渡せないことをAに白状した。Aは自身の設立したC会社が倒産するよりはよいと考え、しばらくは静観することとした。

2026年1月14日にAは死亡した。Aの相続人は、子であるBとGの2名

である。Gは、Aの相続財産にあまり関心がなかったことから、同年2月4日にD会社への甲土地の売却を追認した。ところがBは、同年1月末になって甲土地の周辺に高速道路のインターチェンジが開設されることが決定されたことを受けて甲土地の時価が4000万円になったことから追認を拒絶した。そして、同年2月20日には、Bは、D会社に対して、甲土地の所有権移転登記の抹消登記手続を求めた。

- (1) BのD会社に対する甲土地の所有権移転登記の抹消登記手続請求は認められるか。(40点)

[事例(続き)]

Bの態度に腹を立てたEは、2026年2月末をもってD会社とC会社との取引を停止することとした。この時点でD会社はC会社に対して、弁済期が到来した200万円の売掛金債権を有していた。この売掛金債権は、同年1月10日にD会社が原料乙を売却したことによって発生したものであり、乙はC会社の有する丙倉庫に保管されている。

C会社は2025年11月10日に、丙倉庫内のすべての製品ならびに原料を、金融業者HがC会社に対して有する弁済期を2026年2月10日とする200万円の貸付金債権を担保するために、Hに譲渡担保の目的物として提供し、占有改定により引き渡した。

2026年3月2日にD会社は乙につき競売の申立てをした。これに対して、Hが異議を唱えた。

- (2) D会社による競売の申立ては認められるか。D会社の申立ての根拠およびHの異議の根拠をそれぞれ明確にして答えなさい。
なお、民事執行法上の問題点については論じる必要はない。(35点)

【第2問】（75点）

以下の〔事例〕を読んで、下記の【設問】に答えなさい。

〔事例〕

医師であるYは、クリニックを開設するための物件を探していたところ、Xが建築中であったマンションの一区画を購入しようと考え、2023年1月10日、Xとの交渉に入った。

Yは、Xとの交渉の中で、クリニックとするためのスペースについて注文を出したり、レイアウト図を交付するなどした。また、Yは、Xに電気容量の不足を指摘し、Xが容量増加のための設計変更および施工をすることを容認していた。

2023年7月10日、Yは、自らの都合により、売買契約を結ぶに至らなかった。

【設問】

XはYに対し、いかなる請求ないし主張をすることができるか。理由を明確に説明した上で、その当否を論じなさい。解答にあたっては、問題となり得る事実を想定して論じること。

民事訴訟法（配点50点）

以下の【設問】に答えなさい。

【設問】

- (1) いわゆる「一部請求」の訴えは、認められるか。肯定説および否定説の考えをそれぞれ検討したうえで、判例の考え方を説明せよ。

- (2) 前訴で一部請求（全体1000万円、一部400万円）の訴えとして審理された結果、一部認容（200万円）の判決が下され確定した場合、判例の考え方によると、後訴で残部請求の訴えはどのように扱われることになるか。

- (3) 原告は実際生じた損害（1000万円）の一部の額（600万円）につき損害賠償請求の訴えを提起した。審理において、被告から過失相殺の抗弁が出され、裁判所は、原告と被告の過失割合が2：3との心証を得た。
判例の考え方によると、裁判所は、どのように判断すべきか。他の学説では、どのように判断することになるか。

令和6年度
筑波大学法科大学院
[人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻]
(専門職学位課程) 法学既修者コース 入学試験

試験問題 (刑事法)

(90分)

受験番号	氏名

注意事項

- 1) この問題冊子の表紙に、受験番号、氏名を記入してください。
- 2) 答案用紙のそれぞれに、受験番号を記入してください。
- 3) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開かないでください。
- 4) 試験開始後、この問題冊子が表紙を含めて**3**枚であることを確認してください。
- 5) 筆記用具は、**黒色または青色のペン**を使用してください(ただし、インクがプラスチック製消しゴムなどで消せないものに限りません)。
- 6) 下書きは、答案構成用紙または問題冊子の余白や裏面を適宜利用してください。
- 7) 問題冊子は持ち帰ることができません。答案用紙とともに提出してください。
- 8) 試験開始後30分間、試験終了前10分間は、退出できません。

刑法（配点100点）

以下の〔事例〕を読んで、甲および乙の罪責を論じなさい（特別法違反の点を除く。）。

〔事例〕

甲は、動画共有サイトYに自主制作の動画作品を投稿することで広告収入を得ていたが、『過激な動画で、もっと再生回数を稼ぎたい』と考えた。そこで、甲は、清算前の商品を勝手に食べて後から会計することでレジ係が困惑する様子を撮影することを思い付き、幼馴染みの乙を自宅に呼び出すと、「一緒にスーパーに行って、俺がいきなり売り場で生肉を食べ始める面白動画を撮影してくれ。大丈夫、肉の代金は後で払うから、捕まったりしないよ。」と申し向けた。乙は、どこが面白いのか理解できなかったが、『動画が話題になれば、有名になれるかも知れない』と思い、協力を約束した。

甲は、乙と共に近所のAスーパーマーケットM駅前店の肉売り場に赴くと、ステーキ用牛肉を口に入れて飲み込んだ。すると、棚の陰から甲らの様子を見ていた店員Bが、「お前ら、何をやっている。」と言って近づいてきた。甲が、乙に対して「何とかしてくれ。」と言って助けを求めたところ、乙も、『捕まりたくない』という一心でBの胸ぐらをつかむと、一本背負いの要領でBを投げ飛ばした。これにより、Bが、頭部を強打して意識を失ったため、甲らは、慌ててAから逃げ出して甲宅に戻った。

しばらくして、甲は、覚醒剤が入っているように見せかけた袋を警察官の前で落として逃走し警察官の反応を撮影することを思い付き、乙に協力を頼んだ。乙は、『乗りかかった船だ』と思い、協力を約束した。甲は、グラニュー糖入りのポリ袋（以下「本件ポリ袋」という。）を用意すると、乙と共に近所のM駅前交番に赴いたが、中に警察官がいるのを見て怖くなった乙が、「やっぱり警察官が相手じゃ、やばいよ。今日はもう止めよう。」と言い出した。しかし、甲が、「本物の覚醒剤じゃないから、大丈夫だ。」と言って取り合わなかったため、乙は、『撮影するふりをして、逃げよう』と決めた。

甲が交番に近づいていくと、乙は、物陰から撮影をするふりをして、密かにその場から立ち去った。その直後、甲が、交番の目の前で本件ポリ袋を落としたところ、その形状等から覚醒剤事犯の容疑があると考えた警察官Cが、職務質問を行おうと外に出た。すると、甲が本件ポリ袋を拾って走り出したため、Cは、甲の後を追いかけた。すぐにCに追い付かれ、その求めに応じて交番に連行された甲は、駆け付けたDら複数の警察官からの取調べを受けるなどして、覚醒剤を所持していなかったことが証明された。

刑事訴訟法（配点50点）

次の〔事例〕を読んで、下記の【設問】に答えなさい。

〔事例〕

2024年5月10日、T県警察U警察署の司法警察員Kは、住居侵入、不同意性交等致傷、強盗、窃盗の嫌疑でAを逮捕した。Kは、Aの性癖等を聴取するため、同月15日、Aの交際相手Bを参考人として取り調べることにした。その結果、以下の①から③が明らかとなった。

- ① 2023年8月頃、Aが、Bに対し、Aが購入していたタブレット端末（以下「本件タブレット」という。）を貸し出し、現在に至るまで、Bが、本件タブレットを借り受けていた。
- ② Aは、自身が使用するG社のスマートフォン（以下「Aスマホ」という。）に設定したアカウント（以下「本件アカウント」という。）を、本件タブレットにも同期する設定をしていた。その結果、Aスマホと本件タブレットは、検索履歴を相互に閲覧できる状態となっていたが、2023年8月時点ではAもBも、このことには気付いていなかった。
- ③ 2024年4月頃、Aは、Bが本件タブレットを使って、Aスマホからの検索履歴を閲覧しているのではないかとの疑念を抱いたが、本件タブレットをBから取り返すなどせず、そのまま使用させていた。

Kは、Bの取調べの中で、本件タブレットから本件アカウントに係るインターネットの検索履歴（以下「本件検索履歴」という。）を閲覧することができ、その中には、風俗店の検索や、知らない女性の名前の検索が含まれていることを把握した。そこで、Kは、Bの承諾を得て、複数日にわたり、同人から本件タブレットを借り受け、本件タブレットからインターネットに接続し、本件アカウントに係るG社のサーバーにアクセスした上、本件検索履歴を網羅的に閲覧し、2023年8月30日から2024年5月26日現在までの間の本件検索履歴のすべてを写真撮影した（以下「本件閲覧捜査」という。）。

【設問】

本件閲覧捜査の適法性について論じなさい。

令和6年度
筑波大学法科大学院
[人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻]
(専門職学位課程) 法学既修者コース 入学試験

試験問題 (公法)

(60分)

受験番号	氏名

注意事項

- 1) この問題冊子の表紙に、受験番号、氏名を記入してください。
- 2) 答案用紙のそれぞれに、受験番号を記入してください。
- 3) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開かないでください。
- 4) 試験開始後、この問題冊子が表紙を含めて2枚であることを確認してください。
- 5) 筆記用具は、**黒色または青色のペン**を使用してください(ただし、インクがプラスチック製消しゴムなどで消せないものに限りません)。
- 6) 下書きは、答案構成用紙または問題冊子の余白や裏面を適宜利用してください。
- 7) 問題冊子は持ち帰ることができません。答案用紙とともに提出してください。
- 8) 試験開始後30分間、試験終了前10分間は、退出できません。

憲法（配点100点）

以下の〔事例〕を読んで、下記の【設問】に答えなさい。

〔事例〕

C市市長Aについては、かねてから公共事業をめぐる地元企業B社との「癒着」の疑惑が噂されていた。地元紙「D新聞」を刊行するD新聞社の記者Eは、上記疑惑につき取材してきたが、その過程で、B社の元社員のFが贈賄に関与したとの情報を得た。当初Fは、自らに嫌疑が及ぶのをおそれ、Eによる取材に応じようとしなかったが、Fを含むB社の社員や元社員の氏名その他具体的に誰なのかを特定し得る情報は一切記事には記載せず、かつ、取材中の音声を記録したICレコーダー（以下「本件レコーダー」という。）の録音データは複製せずに記事掲載後に消去するとの条件で、ようやく取材・録音に応じた。この取材にもとづく、B社からAへの贈賄を報じる記事が、202*年6月27日のD新聞朝刊1面トップに大々的に掲載された。

その後P県警は、EをはじめとするD新聞社関係者に任意聴取を行った。その過程でP県警は、D新聞社が保管していた本件レコーダーが事件の全容解明に不可欠と判断したが、D新聞社は「取材の自由」を理由に、当時未だ上記録音データが消去されずにD新聞社に保管されていた本件レコーダーの提出を拒んだ。

そこでP県警は、本件レコーダーを差し押さえるため、管轄裁判所の裁判官に捜索差押許可状を請求したところ、同裁判官が許可状を発付したため、P県警は本件レコーダーを差し押さえた（以下「本件差押え」という。）。

【設問】

上記〔事例〕における本件レコーダーの本件差押えの合憲性につき、これまでの最高裁判所の判例（判決または決定の年月日を書く必要はなく、本問解答のための必要に応じて、事案の概要や判旨に言及すれば足りる。）に沿って判断した場合、どのような結論へと至るかにつき、検討しなさい。